

# 舗装打替え工事

## 一般共通事項及び特記仕様書

令和7年度

環境都市部 環境クリーンセンター

## 一般共通事項

### 第1条（工事の着手）

1. 工事契約締結後、早期に監督職員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督職員に提出すること。

### 第2条（疑義の解釈）

1. 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。
2. 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者、受注者で協議するものとする。

### 第3条（法令関係の遵守）

1. 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

### 第4条（施設の保全）

1. 施設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

### 第5条（資格を必要とする作業）

1. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

### 第6条（工事終了後の処理）

1. 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

### 第7条（安全管理）

1. 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。
2. 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。
3. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、予め保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
4. 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
5. 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、予め監督職員に使用計画を提出しなければならない。
6. 遣方、山囲、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

7. 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督職員と協議のうえ、その地域へ適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をしなければならない。
8. 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
9. 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

#### 第8条（工事写真）

1. 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。
2. 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。
3. 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督職員の立会のもと撮影すること。

#### 第9条（工事用電力及び工事用水）

1. 工事用電力及び工事用水等は発注者が無償で支給するが、予め監督職員に許可を得るものとする。

# 舗装打替え工事 特記仕様書

## 1 工事の概要

- (1) 場内各所の舗装打替えを施工するもの。
- (2) その他、付帯工事を施工するもの。

## 2 工事の名称

舗装打替え工事

## 3 施工の場所

逗子市池子 4 丁目 956 番地（逗子市環境クリーンセンター内）

## 4 施工の期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

## 5 受注者の資格要件等

- (1) 受注者は、入札日以前の過去 5 年以内に、既設アスファルト舗装の打替え工事について官公庁発注の施工実績があるものとし、工事実績を提出すること。
- (2) 受注者は、施工にあたり、土曜または日曜の日中または夜間施工が可能であるものとし、祝日を含む平日日中の施工は不可とする。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当していないこと。下請負事業者を含むすべての工事関係者についても同様とする。

## 6 提出書類等（報告書を除く）

受注者は、契約後速やかに次の (1) から (6) までの書類を提出するものとし、工事しゅん工時には (8) の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（第 74 号様式）
- (2) 請負工事現場代理人等選任届（第 75 号様式）
- (3) 施工計画書
- (4) 全体工程表（契約日からしゅん工期限まで。）
- (5) 契約金額内訳書（受注者の見積書式で可）
- (6) 使用材料等承諾書
- (7) 請負工事（委託業務）一部下請承認届（第 73 号様式）（下請負させる場合。建設業許可を有する場合は、許可証のコピーを添付のこと。）
- (8) しゅん工届（第 81 号様式）
- (9) その他、発注者が指示する書類

## 7 工事内容

### (1) 準備工

受注者は、契約後速やかに施工場所を確認のうえ、各箇所における施工範囲、内容、使用材料等について発注者と協議した上で、施工計画書、全体工程表、使用材料承諾書等を発注者に提出し、現場着手前に承諾を得るものとする。

### (2) 既設舗装

受注者は、施工範囲のアスファルト舗装を切断して取壊し、路盤を掘削し、それぞれの発生材の積込み運搬処分を行う。

### (3) 新設舗装

不陸整正後、安定処理、基層、表層の舗装を施工する。

### (4) ライン工

新設舗装後、発注者の指示により、白線、文字書き塗装を施工する。

### (5) 本工事で発生する廃棄物は、適正に運搬処分するものとし、廃棄物処理契約書及び、許可証の写し、マニフェストを提出するものとする。

### (6) 付帯工事

上記の他、本工事に当然必要な工事は、本仕様書等に記載が無い場合であっても受注者が責任をもって施工しなければならない。

## 8 費用負担

### (1) 本工事にあたり、当然必要な経費等は、設計書、仕様書等に記載が無い場合であっても受注者の負担とする。

### (2) 本工事に必要な光熱水については、発電機の燃料を除き、発注者が無償で提供するが、予め監督員に許可を得るものとし、受注者は節約に努めるものとする。

## 9 施工時間

### (1) 土曜、日曜の日中施工を原則とし、下記以外の祝日を含む各曜日は終日施工不可とする。

### (2) 舗装版切断工に限り、平日の正午から午後1時までの間及び、午後4時以降に誘導員を配置したうえで、施工可とするが、車両通行幅員を常時確保しなければならない。

### (3) 金曜日の夜間は、日勤職員が退場する午後8時40分から翌土曜日の午前7時の間は施工可とする。

### (4) 土日休炉時においては、土曜日の夜勤明け職員が退場する午前8時40分以降から、月曜日の職員が出勤する午前7時までの間は施工可とする。

### (5) 土日焼却炉連続運転時において、土曜日に施工する場合は、土曜日の夜勤明け職員が退場する午前8時40分以降から、土曜日の夜勤職員が出勤する午後7時までの間は施工可とする。日曜日の施工についても同様とする。

## 10 関係車両

- (1) 受注者は、本工事に大型車両を使用しないようにする。やむを得ず、大型車を使用する場合は、センター接続路である県道 205 号線が大型車通行禁止区間のため、事前に管轄警察署長から発布される通行許可が必要であるが、担当警察官より指定事項があるため、申請前に必ず、監督員に申し出なければならない。
- (2) 受注者は、許可車両が当該区間を通行する際は、前面窓に当該許可証を外部から容易に確認できるよう確実に掲示するとともに、同許可証に記載の注意事項を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する運搬車両等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、関係車両に過積載をさせてはならない。
- (5) 受注者の関係車両の駐車場所は、監督員の指示によるものとする。

## 11 安全管理

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、周囲に十分注意を払い、安全管理に努め、適正な保護具を確実に着用して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、天候、気温、風速等、気象状況、熱中症等に十分注意して施工するものとする。
- (3) 受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次被害の防止措置を行うとともに、発注者に口頭報告した後、書面にて報告しなければならない。
- (4) 受注者が、発注者及び第三者の施設若しくは車両等に損傷又は被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧できない場合は、その損害費用を受注者の負担により賠償しなければならない。

## 12 門扉管理

- (1) 受注者は、土日施工時は通しかんぬき及び、落しかんぬきを使用して、門扉を常時閉鎖しなければならないものとし、すべての工事関係者に徹底すること。
- (2) 受注者は、前項の対応を怠り、関係者以外の立入りにより、発注者が損害を被った場合は、その損害を賠償する責を負わなければならない。

## 13 報告書等

- (1) 受注者は、工事が完了した時は、発注者に報告書等を提出しなければならない。
- (2) 完成図書等の内容、仕様は次のとおりとする。
  - ① 工事報告書（A 4 版ファイル インデックス見出付）紙ベース 2 部及び C D 1 枚
    - ア 報告書
    - イ 設計・使用材料数量対比表
    - ウ 当初・実施対比工程表
    - エ 産業廃棄物収集運搬・処分契約書の写し、収集運搬業・処分業許可証の写し
    - 処分完了日記入済マニフェストの写し
    - オ 施工前中後、検査中写真

- (3) 受注者は、工事報告書は、各項目別に見出しをつけて作成するものとし、編集方法については、監督員と協議するものとする。
- (4) 受注者は、工事状況写真撮影は、施工場所、施工状況、施工日等を記載した看板等及び、必要に応じて測定機器を入れて撮影するものとし、場所及び状況等が容易にわかる鮮明な写真とする。
- (5) 受注者は、使用機器材料納品時、完成時に埋没、閉塞し目視確認ができない箇所については、監督員立会いのうえ、写真撮影をしなければならない。
- (6) 受注者は、工事写真については、最初に工程毎の全体の施工前後対比写真を綴り、その後、施工順に綴るものとする。
- (7) その他発注者が指示する書類

#### 14 試験・検査

- (1) 使用材料納品検査
- (2) 外観検査
- (3) その他必要と認める検査

#### 15 その他

- (1) 受注者は、納入品及び、発生材の仮置き場所については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、施工場所内は車内を含め、全面禁煙とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、発注者、受注者双方で協議のうえ、決定するものとする。